

氷見市こども食堂応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、こども食堂応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、氷見市こども食堂応援事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）に基づき実施される事業を推進するため、事業主体に対して、別表に掲げる補助事業に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とし、補助限度額を超える場合は補助限度額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）により、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) この補助金の交付と補助対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号ただし書の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業を廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費又は事業量の20%以上の変更をすること。

(補助金の支払)

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、補助金の概算払をすることができるものとする。

(状況報告等)

第8条 事業主体は、補助対象期間終了後5年間、市長が指定する日までに、事業実施要綱第3条に定める事業（以下「こども食堂応援事業」という。）の参加人数・活動内容等を状況報告書（様式第2号）により報告しなければならない。ただし、別表に掲げる補助事業のうち、立上げ経費支援として補助した場合に限る。

2 前項の報告が完了する前に事業を廃止した場合は、市長は、補助金の全額又は一部の返還を命ずることがある。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りでない。

(実績報告書等)

第9条 事業主体は、3月末日までに、実績報告書（様式第3号）に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(氷見市子どもほっとサロン事業費補助金交付金要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する

(1) 氷見市子どもほっとサロン事業費補助金交付要綱

(2) 氷見市子ども食堂支援事業費補助金交付要綱

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費及び補助限度額

区分	補助対象経費	補助限度額
①立上げ経費支援	こども食堂応援事業の立上げ及び初期の運営に必要な次の経費（事業主体が消費税課税事業者である場合は、経費のうち消費税仕入控除税額を除く。以下区分②、③、④において同じ。） - 調理器具購入費（炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、鍋等） - 家具購入費（テーブル、イス等） - 食器購入費（皿、コップ、箸、スプーン等） - 食品衛生責任者講習会の受講費用 - 広告宣伝費（チラシ作成費等） - 保険料 - 会場借上料 - その他、こども食堂応援事業の立上げ経費として、市長が必要と認めたもの。ただし、賃金、謝金、旅費、食材費等を除く。	1箇所当たり 200千円
②立上げ初年度の運営費支援	立上げ初年度の運営に必要な次の経費 - 食材費 - 光熱水費 - その他、初年度の運営経費として、市長が必要と認めたもの。ただし、賃金、謝金、旅費を除く。	1箇所当たり 60千円
③新たに実施する「特色ある取組み」	新たに実施する「特色ある取組み」（学習支援や食育、相談業務、多世代交流事業等）に必要な次の経費（立上げ翌年度以降かつ各年度、1団体につき1事業のみ実施できるものとする。また、同一内容についての補助は取組み初年度から3年を限度とする。） - 学習支援等に要する教材費、図書費 - 体験活動等に要する材料費、事務用品等 - 外部講師招聘に要する謝金、旅費等 - その他、特色ある取組みに対して、市長が必要と認めたもの。ただし、賃金を除く。	1箇所当たり 60千円 (ただし、同一内容の3年目は30千円)
④立上げ翌年度以降の運営費支援	こども食堂の運営に必要な次の経費（立上げ翌年度以降） - 食材費 - 食器購入費（皿、コップ、箸、スプーン等） - 衛生用品購入費（マスク、手袋、消毒液等） - 光熱水費 - 会場借入料	1箇所当たり 60千円